

大阪府行政書士会

会長 高尾 明仁

殿

会員番号
(法人会員番号)

申請者

職印

会員証・行政書士徽章 再交付申請書

大阪府行政書士会会則施行規則第6条第8項の規定により、次のとおり再交付を申請いたします。

個人	<input type="checkbox"/> 個人開業	【申請事項】 会員証 ・ 行政書士徽章
	<input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員	
	<input type="checkbox"/> 行政書士又は行政書士法人の使用人	
法人	<input type="checkbox"/> 行政書士法人	会員証
事務所の名称		
事務所所在地		
事由	<p>【紛失の場合】</p> <p>再交付後に、先に交付済みのものが発見されたときは、すみやかに返還することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">署名 職印</p>	
所属支部	備考	